監査公表第829号

定期監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第199条第14項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、定期監査（事務）の結果を受けて、京都市監査基準第 20 条第１項の規定により京都市教育委員会から状況の報告がありましたので、同基準第21条第１項の規定により次のとおり公表します。

令和８年１１月１２日

京都市監査委員

1　令和７年度定期監査（事務）（令和８年３月 31 日監査公表第 823 号）

（行財政局・都市計画局－１）

監　査　の　結　果　（　意　見　）
⑴　建物、設備等の修繕に関する契約事務手続について 本市では、施設の修繕について、「本体の維持管理、原状復旧を目的とし、建物の構造、電気配線その他建物、設備等の主要部分に触れない小規模な修繕で、予算科目の需用費から支出するもの」（例えば、ガラスの入替え、木製建具、配線器具の取替え、ペンキの塗替え、塀等付属設備の修繕など）を「建物、設備及び構内地の小規模な修繕」とし（平成 21 年 10 月 30 日行人人第 72 号「専決規程の運用について（依命通達）」（以下「依命通達」という。））、京都市局長等専決規程等において、一定金額以下の小規模な修繕に係る専決を定めている。 今回の定期監査の対象とした局等の小規模な修繕について、工事請負として処理する必要がある一体的な修繕を分割して、同一の業者と随意契約しているものが複数見受けられた。競争入札により締結すべき一件の契約を、市内中小企業の受注機会の増大等の合理的な理由なく複数の契約に細分化して少額化したうえで随意契約とすることは、違法な契約手続により市に損害を与えるものと認められるおそれがあるほか、本来専決権限を有しない職員が契約決定を行っているなどの問題がある。 これらは、多くの公共施設が改修時期を迎える中、これまで本市では、厳しい財政状況において、緊急性の低い改修を後年度に先送りするなど、計画的な改修を十分に実施できておらず、主に事後保全による対応を行ってきたことや、昨今の建築資材の高騰や労務費の上昇も相まって、専決金額以下の金額で契約できる修繕案件がより限られてきていること等が背景にあるものと考えられる。 公共施設の維持管理にあっては、「京都市公共施設マネジメント基本計画」にも示されているとおり、施設の状況を適切に点検・診断することで、不具合が生じる前に対応する予防保全の観点により、修繕も計画的に行われるべきであることは言うまでもないが、適切な維持管理を行っていたとしてもなお、計画外で修繕が必要になる可能性を完全に排除することは極めて困難である。このような状況下で、依命通達において「金額を超過するもの及び小規模な修繕に該当しないものは、都市計画局に依頼すること」とされているものの、その依頼の窓口や依頼方法が分かりやすく示されて

いない現状が、不適切な事務の一因となっているようにも見受けられる。

ついては、施設ごとの改修計画の策定・更新を進め、改修計画に基づく予防保全への転換を図るための実効性のある取組を行い、必要に応じて小規模な修繕の位置付けや専決金額の引上げなど制度等の見直しを検討するとともに、契約の制度所管課においては、緊急対応が必要になる案件等計画外の修繕が生じた場合における適切な事務の執行方法について、周知徹底されたい。

加えて、施設の営繕の所管課においては、施設所管課等からの緊急的な要請に対して、事案の緊急性の度合いや規模と執行体制等を十分考慮し、技術的見地から適切かつ柔軟に対応するとともに、計画外の修繕に関する相談窓口について、分かりやすく周知徹底するよう取り組まれたい。

講　じ　た　措　置
公共施設の予防保全への転換を図る取組として、施設ごとの改修計画の策定・更新を円滑に進められるよう、施設別改修計画の作成機能等を有するシステムを令和９年３月までに構築する。 専決金額については、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえて改正された地方自治法施行令に併せて、小規模な修繕の専決金額について規定している京都市局長等専決規程等の改正（令和８年４月１日施行）を行い、「１件 1,000,000 円以下」としていた専決金額を「１件2,000,000円以下」に引き上げた。 緊急対応が必要になる修繕が生じた場合の見積書の徴収については、従来から、京都市契約事務規則第27条ただし書において規定しているところであるが、今回の意見を受けて、各所属が適切に判断できるように、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」及び「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」（令和８年４月１日施行）を改正し、特別な理由がある場合は、１者見積りによる随意契約が可能であることを例示した。また、本記載を「契約事務の手引」及び「少額随意契約における見積書の徴収等の事務に関するＱ＆Ａ」にも追記し、令和８年６月25日に職員用ホームページに掲載し、周知を行った。 施設所管課からの緊急的な要請に対しては、これまでから対応してきており、令和７年度は、約250件の緊急対応を含む施設整備に関する相談に応じ、必要な対応を行った

ところであるが、改めて、営繕所管課の部課長会議及び課内会議において今回の監査の結果を共有するとともに、引き続き、「窓口においての責務」を果たすとともに「迅速な対応」を行っていくことについて確認した。

また、令和８年４月 22 日付けで各局区に対して「所管施設の公共建築工事等に係る概算依頼について（通知）」を発出し、当該通知内において計画外の修繕も含めた営繕の第一相談窓口について分かりやすく周知を行うとともに、営繕の相談に関する既存の職員用ホームページについて、改めて案内を行った。

（上下水道局－１）

監　査　の　結　果　（　　意　　見　　）
ア　会計規程の整備について 京都市上下水道局会計規程（以下「会計規程」という。）第23条では、物品を「固定資産」、「貯蔵品」、「同条各号に定めるもの」の３つに区分され、第33条では「たな卸資産以外の物品」は「備品」と「消耗品」の２つに区分されている。 上下水道局において、たな卸資産は「貯蔵品」しか存在しないため、第33条の「たな卸資産以外の物品」は第23条における「固定資産」及び「同条各号に定めるもの」で構成されるものと解さざるを得ず、「固定資産」も「備品」と「消耗品」に区分されることとなる。 これに対し、上下水道局としては、第33条のたな卸資産以外の物品に固定資産は含まない取扱いとしていたが、条文上、これを明確に定義していなかった。 物品は、会計規程上の区分によって整備すべき帳簿が異なるなど、適切な管理方法に相違があることから、区分の定義が明確に定まらなければ、それぞれの物品の適切な管理方法も定まらないことになる。 会計規程は、上下水道局の会計事務の根拠となるものであり、条文間の整合性がないように見受けられる状態は適切ではない。 ついては、会計規程における各規定を点検し、物品の区分の定義について、外形的に整合性が図られるよう改められたい。

講　　じ　　た　　措　　置
令和８年１月28日に開催した局幹部会議において、監査の実地調査の内容と改善策を共有した上で、同年４月１日付けで京都市上下水道局会計規程を改正し、物品区分の定義に関する条文間の不整合を解消した。

監　査　の　結　果　（　指　摘　事　項　）
ア　契約事務 (ｱ)　契約決定の手続 a　地方自治法によると、随意契約は、政令で定める場合に限り、これによることができることとされているが、建物等の修繕について、一体的な契約が可能であったが、複数の小規模な修繕として随意契約を行うなど、契約事務を適切に行っていなかったものがあった。 教育活動継続のため、緊急対応が必要な修繕事案としてやむを得ず行ったものであるが、施設の維持管理に当たっては、施設の状況を適切に点検・診断し、計画的な修繕に努めるとともに、契約の締結に当たっては、契約事務規則等に従い、適切な事務処理を行うようにされたい。 （教育環境整備室）

対　　応　　状　　況
施設修繕に係る契約事務については、令和８年４月７日付けで、総務課から発出された「令和７年度定期監査（事務）の結果を踏まえた適正な事務の確保について（通知）」について、同日、室全体に共有し、契約事務規則等の関係規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう室内に周知するとともに、同年５月に、修繕業務を担当する職員を対象として、契約事務に関する説明会を実施した。 また、施設修繕に係る契約事務の状況を改めて確認し、事案の内容に応じた判断基準を示した業務フローを試作し、それに基づく運用を開始している。 現在、その業務フローの実効性を検証中であり、今後、適切な事務処理を徹底しながら、かつ安全安心な教育環境の確保に向けた迅速な対応が行えるよう、必要な見直しを行うことで、業務フローの改善を進めているところである。

（教育委員会－２）

監　査　の　結　果　（　指　摘　事　項　）
イ　その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理 (ｱ)　その他 a　任意団体に関連する事業について、任意団体の事務と本市の事務との区分が明確でなかったものがあった。 任意団体については、本市と別組織であることから、任意団体事務と本市事務の位置付けを明確にしたうえで、適切な事務処理を行うよう是正されたい。 （生涯学習部）

講　じ　た　措　置
任意団体に関連する事業については、令和９年４月１日から本市の直営事業として、当該事業に伴う収入・支出はすべて本市の歳入・歳出予算に組み入れて継続実施する予定である。当該団体の会計処理を本市の会計処理に変更することに伴い、当該団体の会計準則を令和９年３月 31 日に廃止することを令和８年６月に開催した団体の総会において決定するとともに会計処理上、確認が必要なことについて検討を進めている。併せて当該団体の会則等についても今回の変更に伴い修正等が必要な内容について、上述の総会において改定を行っている。

2　令和６年度定期監査（事務）（令和７年４月４日監査公表第 813 号）

（文化市民局－１）

監　査　の　結　果　（　意　見　）
⑵　引取者のない死亡人に係る事務について 引取者のない死亡人に係る葬祭については、行旅病人及行旅死亡人取扱法又は墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死亡地の市区町村が行うこととなっており、本市では事務全般を死亡地の区役所等が担っている。また、遺留金等を死亡人の葬祭費用に充てても、なお残ったもの（以下「残余遺留金」という。）については、その相続人に引き渡すことになるが、相続人調査における市区町村の事務負担が大きく、統一的なルールもないことから、多くの市区町村でその対応に苦慮している。 このため、令和３年３月、厚生労働省及び法務省は、引取者のない死亡人が発生した場合における対応について手引を策定し、市区町村が行った葬祭に伴い残余遺留金があり、相続人が不明あるいは相続人全員が相続放棄した場合については、家庭裁判所が選任した相続財産清算人が相続財産の管理・清算を行う相続財産清算制度や、供託所（法務局）に遺留金を供託する弁済供託制度により処理することとするなど、市区町村が保管する残余遺留金を解消する方法を示し、都道府県及び市区町村に周知している。 一方、本市では国の動向等を踏まえ令和５年 10 月にマニュアルを策定しているが、今回の定期監査の対象とした区役所が葬祭を実施した案件について、親族調査完了後において残余遺留金の解消に向けた取組に着手していなかった事例が見受けられた。このような状況が放置され続けた場合、残余遺留金が累積していくとともに、本市に属さない現金を長期間保管することで残余遺留金に関する情報が失われてしまうリスクがある。 ついては、引取者のない死亡人に係る事務について国における更なる検討状況を踏まえ、残余遺留金の解消に向けた取組が適切に行われるよう制度所管課からも改めて分かりやすい周知を行うなど必要な対策を講じられたい。

講　じ　た　措　置
令和５年 10 月に策定し、配布した実務マニュアルに則り、家庭裁判所が選任した相続

財産清算人が相続財産の管理・清算を行う相続財産清算制度や、供託所（法務局）に遺留金を供託する弁済供託制度などの活用に取り組むことについて、令和６年度定期監査を受けて、再度職制会議において口頭で周知した。

その後、厚生労働省が令和７年３月に公表した調査研究事業報告書等を踏まえ、国の検討状況を確認するとともに、令和７年度中に制度所管課及び各区役所・支所において、事務の集約化や取扱いの見直しについて検討を進めた。

これらを踏まえ、各区役所・支所における残余遺留金の累積を防止し、より適切かつ効率的な事務処理を図るため、令和８年６月 30 日に改訂した実務マニュアルの周知を行い、令和８年７月に運用を開始した。これにより、相続財産清算制度及び弁済供託制度の活用を含む残余遺留金の解消に係る事務については、制度所管課において集約して対応することとし、残余遺留金の解消に向けた取組を一元的に実施する体制を整備した。その旨を、令和８年８月 21 日に制度所管課内で庁内メールにより共有した。

（監査事務局）